

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書等  
……………(環境局総務部環境政策課)……………一
  - 東京都環境影響評価条例による見解書……………(同)……………四
  - 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)……………七
- ### 公告
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………  
……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………九
  - 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二一  
件)……………(同)……………九
  - 河川整備計画の公表……………(建設局河川部計画課)……………三

### 告示

#### ●東京都告示第千二百八十九号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第五十八条第一項の規定に基づき、東京駅前八重洲一丁目東地区第一種市街地再開発事業について、環境影響評価書及びその概要の提出があったので、同条例第五十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年七月二十一日

東京都知事代理

副知事 安藤 立美

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
東京駅前八重洲一丁目東地区市街地再開発準備組合理事長 加藤 一男  
中央区八重洲一丁目七番十三号

二 対象事業の名称及び種類  
東京駅前八重洲一丁目東地区第一種市街地再開発事業  
高層建築物の新築

三 対象事業の内容の概略  
対象事業は、中央区八重洲一丁目に高層建築物の複合施設を整備するものであり、計画地は、東京都環境影響評価条例第四十条第四項に規定する「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域」(特定の地域)に位置している。

四 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要  
事業者は、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、風環境及び景観について評価を行い、その結論は別記のとおりである。

五 評価書の縦覧

(一) 期間

平成二十八年七月二十一日から同年八月四日まで。  
ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 中央区環境土木部環境政策課

中央区築地一丁目一番一号

イ 千代田区環境まちづくり部環境政策課

千代田区九段南一丁目二番一号

ウ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎二十三階

エ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三階

別記 (原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、東京都環境影響評価条例施行規則に定める環境影響評価の項目を対象に、現況調査を行い、地域の特性及び事業計画の内容を勘案して、予測・評価を行った。

環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1(1)～(3)に示すとおりである。

なお、計画地は、東京都環境影響評価条例第40条第4項に規定する「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域」(特定の地域)であり、同施行規則第52条に規定する事業(高層建築物の新築)を実施することから、同条例第9条の規定に係わらず、同施行規則第54条に定める環境影響評価の項目から選定し、東京都環境影響評価技術指針に基づき調査等を行った。

表 1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1. 大気汚染	<p><b>①工事の施行中</b></p> <p><b>【建設機械の稼働】</b>            二酸化窒素については、バックグラウンド濃度に建設機械の稼働による濃度を加えた工事の施行中の将来濃度は最大0.084ppmで、環境基準(0.06ppm)を上回り、寄与率は50.5%以下である。            浮遊粒子状物質については、バックグラウンド濃度に建設機械の稼働による濃度を加えた工事の施行中の将来濃度は最大0.076mg/m<sup>3</sup>で、環境基準(0.10mg/m<sup>3</sup>)を下回り、寄与率は35.2%以下である。            予測は建設機械が全台数同時に稼働するものとして行ったが、実際の稼働はこの状況を下回るものと考えられる。従って工事の実施に際しては、事前に施工計画の詳細検討を行い、建設機械の稼働台数の低減及び建設機械の集中稼働を避けるなど効果的な稼働に努めるとともに、最新の排出ガス対策型建設機械や燃費基準達成建設機械、低炭素型建設機械をできる限り用いることなどにより、建設機械の稼働に伴う濃度の低減に努める。</p> <p><b>【工事用車両の走行】</b>            二酸化窒素については、バックグラウンド濃度等に工事用車両の走行による濃度を加えた工事の施行中の将来濃度は幹線道路で0.051～0.056ppm、支線道路で0.052～0.053ppmであり、環境基準を下回る。寄与率は幹線道路、支線道路ともに0.6%以下である。            浮遊粒子状物質については、バックグラウンド濃度等に工事用車両の走行による濃度を加えた工事の施行中の将来濃度は幹線道路、支線道路ともに0.053mg/m<sup>3</sup>であり、環境基準を下回る。寄与率は幹線道路、支線道路ともに0.6%以下である。</p> <p><b>②工事の完了後</b></p> <p><b>【関連車両<sup>※</sup>の走行】</b>            二酸化窒素については、バックグラウンド濃度等に関連車両の走行による濃度を加えた工事の完了後の将来濃度は幹線道路で0.051～0.056ppm、支線道路で0.052ppmであり、環境基準を下回る。寄与率は幹線道路で0.8%以下、支線道路で0.6%以下である。            浮遊粒子状物質については、バックグラウンド濃度等に関連車両の走行による濃度を加えた工事の完了後の将来濃度は幹線道路、支線道路ともに0.053mg/m<sup>3</sup>であり、環境基準を下回る。寄与率は幹線道路、支線道路ともに0.1%未満である。</p> <p><b>【地下駐車場の供用】</b>            二酸化窒素については、バックグラウンド濃度に地下駐車場の供用に伴う濃度を加えた工事の完了後の将来濃度は最大0.051ppmで、環境基準を下回り、寄与率は0.1%以下である。            浮遊粒子状物質については、バックグラウンド濃度に地下駐車場の供用に伴う濃度を加えた工事の完了後の将来濃度は最大0.053mg/m<sup>3</sup>で、環境基準を下回り、寄与率は0.1%未満である。</p> <p><b>【熱源施設の稼働】</b>            二酸化窒素については、バックグラウンド濃度に熱源施設の稼働に伴う濃度を加えた工事の完了後の将来濃度は最大0.047ppmで、環境基準を下回り、寄与率は0.7%以下である。</p>

※：関連車両＝工事の完了後(供用後)に、本事業に出入りする交通量

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
2. 騒音・振動	<p>①<b>工事の施行中</b>  <b>【建設機械の稼働】</b>            工事区域敷地境界における最大騒音レベル(80dB)は、「指定建設作業に適用する騒音の報告基準」の基準値(80dB)以下である。            工事区域敷地境界における最大振動レベル(70dB)は、「指定建設作業に適用する振動の報告基準」の基準値(70dB)以下である。</p> <p>②<b>工事用車両の走行</b>            工事用車両が走行する時間(7～19時)を含む昼間の道路端の騒音レベルは、幹線道路で66～71dB、支線道路で64～65dBであり、一部の地点で環境基準値を上回るが、その他の地点は環境基準値以下である。上回る地点の工事用車両の走行による増加騒音レベルは1dB以下(0.2dB以下)である。            工事用車両が走行する時間の道路端の最大振動レベルは、幹線道路で昼間:32～39dB、夜間:26～39dB、支線道路で昼間:35～41dB、夜間:29～34dBであり、都民の健康と安全を確保する環境に関する条件に基づき「日常生活等に適用する規制基準」の基準値(昼間65dB、夜間60dB&lt;第二種区域&gt;)を下回る。</p>
3. 日影	<p>①<b>工事の完了後</b>            計画地及び計画地周辺地域の大部分は日影規制の規制対象区域外(商業地域)であり、計画地の西側敷地境界から約700m以遠に規制対象区域(第一種住居地域)がある。計画建物による冬至日における日影時間は、この規制対象区域において1時間未満であり、日影規制(3時間)を満足している。            なお、高層部の建物形状をスリム化した塔状とし、長時間日影になる地域が少なくなるように配慮したことにより、計画地周辺の日影に特に配慮すべき施設等のうち、計画建物の日影を及ぼす可能性がある皇居外苑・皇居東御苑、堀留町保育園、堀留児童公園に対する計画建物の日影は1時間未満である。</p>
4. 電波障害	<p>①<b>工事の完了後</b>            計画建物により、地上デジタル放送については計画地の南西方向の一部の地域において遮へい障害、南方向の一部の地域において反射障害が、衛星放送については計画地の北北東～北東方向の一部の地域において遮へい障害が生じると考えられるが、計画建物に起因して新たな電波障害が発生した場合には、CATVの活用等の適切な障害対策を講じる。また、電波障害の発生が予測される地域以外において、計画建物に起因して新たな電波障害が発生した場合には、適切な障害対策を講じ、影響を解消するため、テレビ電波の受信障害は発生しないと考える。</p>
5. 風環境	<p>①<b>工事の完了後</b>            計画建物の建設による計画地周辺地域の風環境の変化の程度は、ほとんどの地点で建設前と同程度の風環境(領域A、領域B)を維持すると考える。一部の地点では、風環境の領域が上がる(平均風速が大きくなる)が、その変化後の風環境は領域Bである。また、新たに領域C、領域Dの出現はない。            以上のことから、計画地周辺の土地利用は低中層市街地相当と中高層市街地相当が混在した状況にあり、評価の指標とした風環境に対応していると考ええる。            なお、風の影響に特に配慮すべき施設である計画地南南西側約190mの城東小学校等の周辺の風環境は建設前と同様の風環境である。また、計画地東南東側約500mの楓川新場橋公園、南東側約480mの楓川久安橋公園については、計画地から最も離れた予測地点よりも遠く、最も離れた予測地点は建設前と同じ風環境であることから、これより遠い地点には本事業による影響を及ぼすことはないと考ええる。</p> <p>＜対応する空間用途の例＞            領域A：住宅地相当(住宅地で見られる風環境)            領域B：低中層市街地相当(領域Aと領域Cの中間的な街区で見られる風環境)            領域C：中高層市街地相当(オアシス街で見られる風環境)            領域D：強風地域相当(好ましくない風環境)</p>

表1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
6. 景観	<p>①<b>工事の完了後</b>  <b>【主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度】</b>            計画建物の最高高さを考慮すると高層部については、周辺において主要な景観要素になり、計画建物を含む周辺の既存建築物・建築物群により構成されるまともなスカイラインが形成されるものと考ええる。            主要な幹線道路である外堀通りや八重洲通りに面する低層部については、商業用途とすることで賑わいの連続性を創出するとともに、周辺の既存建築物を考慮して、壁面位置の連続性に配慮することにより、周辺の既存建築物と連続・調和した表情線が形成し、一体感のある通り景観が形成されるものと考ええる。            計画建物の用途としては、業務、商業、カンファレンス、医療施設、住宅、宿泊、バスターミナル等が複合されており、多様な機能を持つ都市拠点としての賑わいのある街並みが形成されるものと考ええる。            以上のことから、計画建物の存在により、周辺の既存建築物と一体となつて、東京都心としての高度利用が進んだ象徴的な都市的景観が形成されるものと考ええる。  <b>【代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】</b>            遠景域や中景域の眺望地点からは、計画建物(高層部)が周辺地域の代表的な新たな超高層建築物として認識され、周辺の既存建築物と連続したまとものあるスカイラインを形成し、景観が大きく変化することはないと考ええる。            近景域の眺望地点からも、計画建物(高層部)が周辺地域の代表的な新たな超高層建築物として認識され、計画建物の存在により、周辺の既存建築物と一体となつて、東京都心としての高度利用が進んだ象徴的な都市的景観が形成されると考えられる。  <b>【圧迫感の変化の程度】</b>            計画地周辺の計画建物近接部では、既に現況において既存建築物により圧迫感を感ずやすい状況にあり、工事の完了後には計画建物が新たな建物として認識され、圧迫感の指標となる形態率が約1.9～8.8%増加する。            このため、本事業では、敷地境界から計画建物までの離隔距離をできる限り確保すること、計画建物の壁面は意匠上の分節化により視覚的な変化をつけること、敷地境界にはできる限り中高木による緑化を図ること等の環境保全のための措置を実施し、圧迫感の軽減に努める。</p>

●東京都告示第千二百九十号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第五十五条第一項の規定に基づき、町田市資源循環型施設整備事業について、環境影響評価書案に係る見解書の提出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年七月二十一日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

町田市

町田市長 石阪 丈一

町田市森野二丁目二番二十二号

二 対象事業の名称及び種類

町田市資源循環型施設整備事業

廃棄物処理施設の設置

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、町田市下小山田町に位置する既存の町田リサイクル文化センターの清掃工場の建替えを行うものである。

四 評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

対象事業について、都民の意見が一件、事業段階関係市長等からの意見が二件あり、意見の内容は、大気汚染、悪臭、騒音・振動、生物・生態系及びその他であった。事業者は各意見に対し見解を述べており、その概要は

別記のとおりである。

五 見解書の縦覧

(一) 期間

平成二十八年七月二十一日から同年八月九日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 町田市環境資源部環境保全課

町田市森野二丁目二番二十二号

イ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎二十三階

ウ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

エ 三階

別記(原文のまま記載)

評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

意見等の件数の内訳は、表1-1に示すとおりである。

評価書案に対して都民からの意見書の提出は1件であった。また、事業段階関係市長である町田市市長及び本事業の近隣市長である相模原市長(以下「事業段階関係市長等」という。)から意見が提出された。

都民からの意見及び事業者の見解は表1-2(1)～(2)に、事業段階関係市長等からの意見及び事業者の見解は表1-3～表1-4に示すとおりである。

表1-1 意見等の件数の内訳

意見等	件数
都民からの意見書	1
事業段階関係市長等からの意見	2
合計	3

表1-2(1) 都民からの意見及び事業者の見解

意見の内容

事業者の見解

項目：悪臭

悪臭についての表記が焼却施設についてのみであり、バイオ化施設については触れられていません。メタン発酵槽で菌が死滅して中のもので取り出す際、または発酵残渣を取り出す際にかんがりの悪臭が発生するのではないのでしょうか。

今回の計画では嫌気性の微生物によりメタンガスを発生させるとの説明でした。その嫌気性微生物は油に弱いと同っています。可燃ごみの中から生ごみを選別して発酵槽に投入する計画だとかなりの油分が一緒に混ざります。(我が家では廃食用油を紙や布に吸わせて可燃ごみで出しています。多くの家庭ですそうしているのではないのでしょうか) そうだとするとかなり高い頻度で菌の死滅、再稼働がくりかえされ、その度に悪臭がすると思われる。発酵槽は建物の中には入っていないので、どうやって悪臭を防ぐのでしょうか。

容器プログラの分別収集が始まるのですから、この際生ごみも分別収集したほうがいいと思います。汚れた容器プログラや弁当箱等のプラスチック製品も可燃ごみの中に入れて、それを生ごみと一緒に可燃ごみとして収集して、バイオオガスを施設に入れる前に機械で分別するのは非効率ですし、メタンガスの菌に対しても良くないと思います。

バイオガス化施設の臭気については、評価書案に記載したとおり、以下のような対策を講じること、臭気の影響の低減に努める計画です。

- ・バイオオガス化施設のうち屋外に設置するメタン発酵槽や配管等は密閉型とし、臭気が漏れない構造とします。
- ・バイオオガス化施設のメタン発酵槽で発生した発酵残渣は、脱水した後に可燃ごみピットに投入・貯留されるため、発酵残渣から発生する臭気についても、燃焼用空気として焼却炉に取り込み、臭気成分を焼却により分解して煙突から排出します。

また、メタン発酵槽で発生した発酵残渣は、配管により熱回収施設内(屋内)に設置する脱水設備に搬送するため、発酵残渣は外気に触れません。脱水後の発酵残渣については、クーレンベヤ(コンベヤを閉じケース)内に入ったコンベヤで可燃ごみピットまで搬送します。クーレンベヤ内は負圧にすることで、外部に臭気が漏洩することを防止します。

家庭ごみの油分(食用油等)の混入については、油は「炭素」と「水素」等のバイオガスの主成分と同じ原子で構成されており、発酵槽内で微生物の働きによって「メタン」と「二酸化炭素」等に分解されるため、抽自体が発酵処理を阻害することはないと考えております。

次に、生ごみの分別収集についてですが、町田市一般廃棄物資源化基本計画(2011年4月策定)では家庭の生ごみのたい肥化を推進し、たい肥化に適さない生ごみを燃やせることとして集めてバイオオガス化することとしており、現在のところ、生ごみの分別回収を行う計画はありません。

なお、フランスチップスは、バイオガス化施設の処理工程の「破碎・選別装置」で選別された可燃ごみピットに投入されるため、メタン発酵槽への混入は最小限になると考えられます。



表1-4 事業段階関係市長等(相模原市)からの意見及び事業者の見解

意見の内容		事業者の見解
項目：全般	<p>1 総合的事項 町田市資源循環型施設整備事業(以下「本事業」という。)は、東京都町田市下小山田町3160番地に所在する既存の町田リサイクル文化センターの敷地内にて清掃工場の新設を行い、熱回収施設(焼却施設)、不燃・粗大ごみ処理施設及びバイオガス化施設を設置するものである。</p> <p>本事業の実施区域周辺は、良好な環境の市街地が広がっており、事業者が環境影響を及ぼすおそれがある地域とした半径1.6キロメートルの範囲には本市域の市街地の一部が含まれている。気象状況によっては、主に大気環境への影響が懸念されるため、環境影響評価書の作成に当たっては、次に示す事項について十分に御配慮いただきたい。</p>	<p>評価書案に示した本事業による環境影響を及ぼすおそれがある地域には、相模原市域の市街地の一部が含まれています。気象状況によっては、主に大気環境に影響を及ぼす可能性があるため、次の項目の「大気汚染」2 個別事項」に示すとおり、大気環境への影響を低減するよう十分に配慮します。</p>
項目：大気汚染	<p>2 個別事項 (1) 大気汚染 施設の稼働に伴う排出ガスの最大着地濃度は、計画地の1キロメートル以内の近傍で環境基準等を満足するとしており、本市域への影響は少ないと想定されるが、本市域の大気質の現状濃度は環境基準等と比較して良好であることから、環境保全のための措置を徹底し、より一層の環境負荷の低減に努められたい。</p>	<p>評価書案に記載しましたとおり、排出ガスの汚染物質は除去装置等で清浄化して排出します。また、「大気汚染防止法」等に定める国の基準よりも厳しい排出ガス濃度を守る国の規制値を遵守するなど、環境に配慮するとともに、環境保全のための措置を確実に実施します。</p>

●東京都告示第千二百九十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年七月二十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月二十一日

東京都知事代理

副知事 安藤 立美

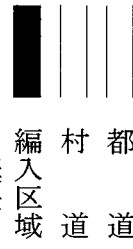
一 路線名 沖港北港

二 変更の区間 小笠原村母島字長浜二十九番一地内から同所四十七番二地内まで

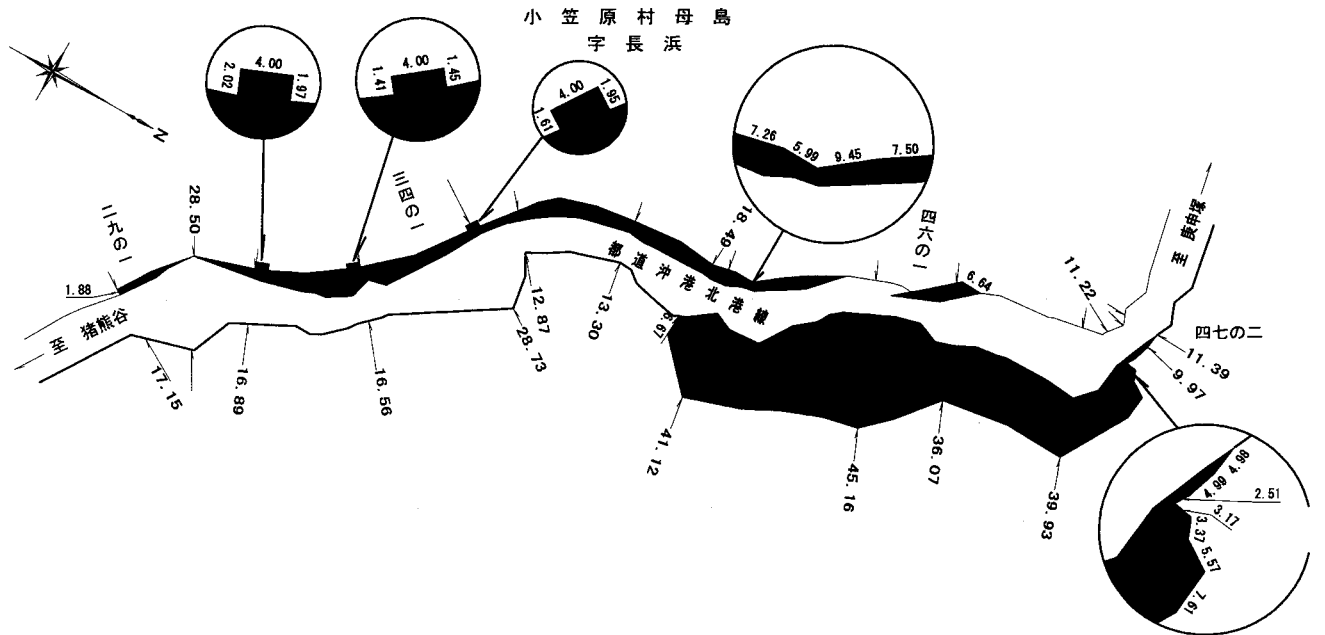
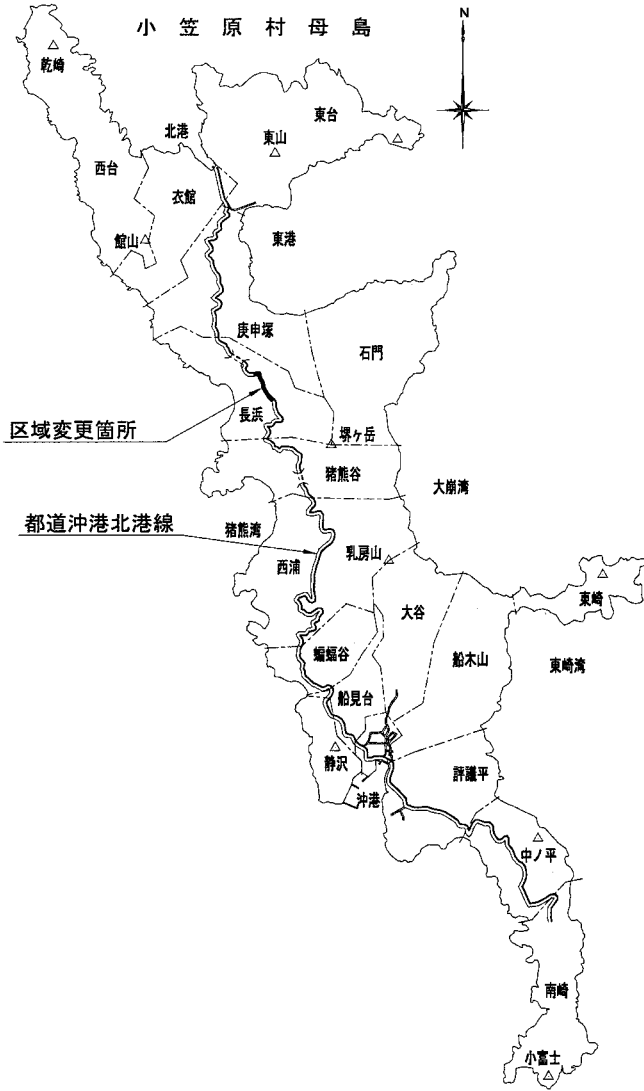
三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道沖港北港線区域変更略図  
小笠原村母島字長浜地内



延長 三三三・五九メートル  
面積 四、二七八・五三平方メートル





公 告

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十八年七月二十一日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

平成二十八年七月二十一日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

- 一 店舗名 スーパーベルクス浮間舟渡店
- 二 店舗所在地 板橋区舟渡一丁目十一番二号ほか
- 三 設置者名 株式会社サンベルクスホールディングス
- 四 設置者住所 足立区花畑四丁目十一番十四号
- 五 小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社サンベルクスほか未定
- 六 新設をする日 平成二十九年三月十二日
- 七 店舗面積の合計 五千九百八十平方メートル

八 駐車場の位置及び収容台数 店舗内ほか 二百六十二台

九 駐輪場の位置及び収容台数 店舗南側ほか 四百九十六台

十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗内ほか 三百五十三平方メートル

十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内 三十一・一四立方メートル

十二 小売業を行う者の開店時刻 午前九時

十三 小売業を行う者の閉店時刻 午後十時四十五分

十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時四十五分から午後十一時まで

十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 三か所 店舗北側ほか

十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことがで

きる時間帯 午前六時から午後七時までほか

十七 届出日 平成二十八年七月十一日

十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十九 縦覧期間 平成二十八年七月二十一日から同年十一月二十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十八年七月二十一日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

平成二十八年七月二十一日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

- 一 店舗名 玉川高島屋ショッピングセンター
- 二 店舗所在地 世田谷区玉川三丁目十七番一号
- 三 設置者名 東神開発株式会社ほか三名
- 四 設置者住所 世田谷区玉川三丁目十七番一号
- 五 変更を行った設置者名 東京荏原青果株式会社
- 六 変更前の設置者の代表者名 中村 義弘
- 七 変更後の設置者の代表者名 大角 和広
- 八 変更前の小売業者 株式会社銀座マギーほか百九十名

<p>九 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社銀座マギーほか百八十七名</p> <p>十 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社銀座セキネほか三十二名</p> <p>十一 変更前の小売業者の住所 渋谷区神宮前五丁目五十二番二号(株式会社マックスマールラジヤパン)ほか</p> <p>十二 変更後の小売業者の住所 港区北青山三丁目六番七号(株式会社マックスマールラジヤパン)ほか</p> <p>十三 変更前の小売業者の代表者名 関根 大佐(株式会社銀座セキネ)ほか</p> <p>十四 変更後の小売業者の代表者名 杉本 重道(株式会社銀座セキネ)ほか</p> <p>十五 変更日 平成二十八年二月十九日ほか</p> <p>十六 届出日 平成二十八年六月二十日</p> <p>十七 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十八 縦覧期間 平成二十八年七月二十一日から同年十一月二十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十九 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>一 店舗名 玉川高島屋ショッピングセンター マロニエコート</p> <p>二 店舗所在地 世田谷区玉川二丁目二十七番五号</p> <p>三 設置者名 東神開発株式会社</p>	<p>四 設置者住所 世田谷区玉川三丁目十七番一号</p> <p>五 変更前の小売業者の氏名又は名称 ギャップジャパン株式会社ほか一名</p> <p>六 変更後の小売業者の氏名又は名称 ギャップジャパン株式会社ほか三名</p> <p>七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 ギャップジャパン株式会社ほか一名</p> <p>八 変更前の小売業者の代表者名 ロバート フランク(ギャップジャパン株式会社)ほか</p> <p>九 変更後の小売業者の代表者名 エリン ノーラン(ギャップジャパン株式会社)ほか</p> <p>十 変更日 平成二十七年十一月二十日ほか</p> <p>十一 届出日 平成二十八年六月二十日</p> <p>十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十三 縦覧期間 平成二十八年七月二十一日から同年十一月二十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>一 店舗名 アトレ目黒1</p> <p>二 店舗所在地 品川区上大崎二丁目十六番九号ほか</p> <p>三 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社ほか一名</p> <p>四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号ほか</p> <p>五 変更を行った設置者名 株式会社アトレ</p>	<p>六 変更前の設置者の代表者名 菊池 眞澄</p> <p>七 変更後の設置者の代表者名 石司 次男</p> <p>八 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社澤光青果ほか五十六名</p> <p>九 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社澤光青果ほか四十七名</p> <p>十 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社澤光青果ほか十一名</p> <p>十一 変更前の小売業者の住所 八王子市石川町二千九百六十九番地五(株式会社魚力)ほか</p> <p>十二 変更後の小売業者の住所 立川市曙町二丁目八番三号(株式会社魚力)ほか</p> <p>十三 変更前の小売業者の代表者名 山口 知悦(株式会社澤光青果)ほか</p> <p>十四 変更後の小売業者の代表者名 西山 五郎(株式会社澤光青果)ほか</p> <p>十五 変更日 平成二十七年十一月一日ほか</p> <p>十六 届出日 平成二十八年六月二十九日</p> <p>十七 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十八 縦覧期間 平成二十八年七月二十一日から同年十一月二十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十九 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
--	---	--

<p>一 店舗名 南砂町ショッピングセンターS U N A M O</p> <p>二 店舗所在地 江東区新砂三丁目四番三十一号</p> <p>三 設置者名 三井住友信託銀行株式会社</p> <p>四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目四番一号</p> <p>五 変更前の設置者名 住友信託銀行株式会社</p> <p>六 変更後の設置者名 三井住友信託銀行株式会社</p> <p>七 変更前の小売業者の氏名又は名称 イオンリテール株式会社ほか六十一名</p> <p>八 変更後の小売業者の氏名又は名称 イオンリテール株式会社ほか五十八名</p> <p>九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 イオンリテール株式会社ほか二十六名</p> <p>十 変更前の小売業者の住所 群馬県高崎市高関町三百八十番(株式会社カインズ)ほか</p> <p>十一 変更後の小売業者の住所 埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目二番一号(株式会社カインズ)ほか</p> <p>十二 変更前の小売業者の代表者名 村井 正平(イオンリテール株式会社)ほか</p> <p>十三 変更後の小売業者の代表者名 岡崎 双一(イオンリテール株式会社)ほか</p> <p>十四 変更日 平成二十八年四月二十一日ほか</p> <p>十五 届出日 平成二十八年六月三十日</p> <p>十六 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十七 縦覧期間 平成二十八年七月二十一日から同年十一月二十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十八 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分</p>	<p>一 店舗名 分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>二 店舗所在地 若葉ケヤキモール</p> <p>三 設置者名 立川市若葉町一丁目七番一号</p> <p>四 設置者住所 東神開発株式会社</p> <p>五 変更後の小売業者の氏名又は名称 世田谷区玉川三丁目十七番一号株式会社マルエツほか十二名</p> <p>六 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社マルエツほか四名</p> <p>七 変更前の小売業者の住所 豊島区目白三丁目二十五番十一一〇二(ブルーブルーエジヤパン株式会社)ほか</p> <p>八 変更後の小売業者の住所 新宿区下落合二丁目十七番七号(ブルーブルーエジヤパン株式会社)ほか</p> <p>九 変更前の小売業者の代表者名 太田 清徳(株式会社マルエツ)</p> <p>十 変更後の小売業者の代表者名 上田 真(株式会社マルエツ)</p> <p>十一 変更日 平成二十八年六月二十三日ほか</p> <p>十二 届出日 平成二十八年七月五日</p> <p>十三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十四 縦覧期間 平成二十八年七月二十一日から同年十一月二十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十五 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分</p>	<p>分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づき変更の届出について</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p> <p>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十八年七月二十一日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。</p> <p>平成二十八年七月二十一日</p> <p>東京都知事代理 副知事 安 藤 立 美</p>	<p>一 店舗名 NA MO</p> <p>二 店舗所在地 江東区新砂三丁目四番三十一号</p> <p>三 設置者名 三井住友信託銀行株式会社</p> <p>四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目四番一号</p> <p>五 変更前の設置者名 住友信託銀行株式会社</p> <p>六 変更後の設置者名 三井住友信託銀行株式会社</p> <p>七 変更前の小売業者の氏名又は名称 イオンリテール株式会社ほか六十一名</p> <p>八 変更後の小売業者の氏名又は名称 イオンリテール株式会社ほか五十八名</p> <p>九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 イオンリテール株式会社ほか二十六名</p> <p>十 変更前の小売業者の住所 群馬県高崎市高関町三百八十番(株式会社カインズ)ほか</p> <p>十一 変更後の小売業者の住所 埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目二番一号(株式会社カインズ)ほか</p> <p>十二 変更前の小売業者の代表者名 村井 正平(イオンリテール株式会社)ほか</p> <p>十三 変更後の小売業者の代表者名 岡崎 双一(イオンリテール株式会社)ほか</p> <p>十四 変更日 平成二十八年四月二十一日ほか</p> <p>十五 届出日 平成二十八年六月三十日</p> <p>十六 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十七 縦覧期間 平成二十八年七月二十一日から同年十一月二十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十八 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分</p>	<p>一 店舗名 分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>二 店舗所在地 若葉ケヤキモール</p> <p>三 設置者名 立川市若葉町一丁目七番一号</p> <p>四 設置者住所 東神開発株式会社</p> <p>五 変更後の小売業者の氏名又は名称 世田谷区玉川三丁目十七番一号株式会社マルエツほか十二名</p> <p>六 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社マルエツほか四名</p> <p>七 変更前の小売業者の住所 豊島区目白三丁目二十五番十一一〇二(ブルーブルーエジヤパン株式会社)ほか</p> <p>八 変更後の小売業者の住所 新宿区下落合二丁目十七番七号(ブルーブルーエジヤパン株式会社)ほか</p> <p>九 変更前の小売業者の代表者名 太田 清徳(株式会社マルエツ)</p> <p>十 変更後の小売業者の代表者名 上田 真(株式会社マルエツ)</p> <p>十一 変更日 平成二十八年六月二十三日ほか</p> <p>十二 届出日 平成二十八年七月五日</p> <p>十三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十四 縦覧期間 平成二十八年七月二十一日から同年十一月二十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十五 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分</p>	<p>分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づき変更の届出について</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p> <p>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十八年七月二十一日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。</p> <p>平成二十八年七月二十一日</p> <p>東京都知事代理 副知事 安 藤 立 美</p>
--	---	--	---	---	--

分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づき変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十八年七月二十一日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

平成二十八年七月二十一日

東京都知事代理  
副知事 安 藤 立 美

一 店舗名  
アトレ目黒1

二 店舗所在地  
品川区上大崎二丁目十六番九号ほか

三 設置者名  
東日本旅客鉄道株式会社ほか一名

四 設置者住所  
渋谷区代々木二丁目二番二号ほか

五 変更前の荷さばき  
店舗内 五十二平方メートル

六 変更後の荷さばき  
店舗内 七十五平方メートル

一 店舗名  
アトレ目黒1

二 店舗所在地  
品川区上大崎二丁目十六番九号ほか

三 設置者名  
東日本旅客鉄道株式会社ほか一名

四 設置者住所  
渋谷区代々木二丁目二番二号ほか

五 変更前の荷さばき  
店舗内 五十二平方メートル

六 変更後の荷さばき  
店舗内 七十五平方メートル

施設の位置及び面積

七 変更前の荷さばき 二十四時間  
施設において荷さばきを行うことができる時間帯

八 変更後の荷さばき 二十四時間ほか  
施設において荷さばきを行うことができる時間帯

九 変更日 平成二十九年三月一日

十 届出日 平成二十八年六月二十九日

十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十二 縦覧期間 平成二十八年七月二十一日から同年十一月二十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

河川整備計画の公表について

河川整備計画を変更したので、河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第十六条の二第七項の規定において準用する同条第六項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十八年七月二十一日

東京都知事代理

副知事 安藤立美

- 一 河川整備計画及び対象とする河川の名称
- (一) 荒川水系隅田川流域河川整備計画

(一) 一級河川隅田川、旧綾瀬川、月島川及び隅田川派川  
荒川水系江東内部河川整備計画

(二) 一級河川旧中川、大横川、大島川西支川、大横川南支川、北十間川、横十間川、仙台堀川、平久川、小名木川、堅川及び二級河川越中島川

(三) 利根川水系中川・綾瀬川圏域河川整備計画

一級河川旧江戸川、新川、中川、新中川、綾瀬川、大場川、伝右川、垢川及び毛長川

二 河川整備計画を変更した日 平成二十八年六月十六日

三 河川整備計画の公表の方法

関係図書は、東京都建設局河川部及び該当する東京都建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

(一) 荒川水系隅田川流域河川整備計画

東京都第一建設事務所、東京都第五建設事務所及び東京都第六建設事務所

(二) 荒川水系江東内部河川整備計画

東京都第五建設事務所

(三) 利根川水系中川・綾瀬川圏域河川整備計画

東京都第五建設事務所及び東京都第六建設事務所

発行 東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号(代)

郵便番号 163-8001

定価 本号 一箇月 三〇円

(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社 東京都文京区白山二丁目十三番七号

郵便番号 113-0001

